

重要事項説明書

阿南中部高齢者お世話センター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(徳島県指定 第 3600400026号)

当事業所は、ご契約者様に対して介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

★介護予防支援・介護予防ケアマネジメントとは

- ご契約者様が居宅での介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業やその他の保健医療サービス、福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等を適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。
- ご契約者様の心身の状況やご契約者様とご家族様等のご希望等をお伺いして、「介護予防サービス・支援計画」を作成します。
- ご契約者様の介護予防サービス・支援計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者様及びご家族様等、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて事業者とご契約者様双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画を変更します。

※当サービスの利用は、要支援認定の結果「要支援1・2」と認定された方、基本チェックリストを実施した結果、生活機能の低下が認められた者（事業対象者）が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

☆☆目次☆☆

1	事業所	2
2	事業所の概要	2
3	事業実施地域	2
4	事業所の営業日及び営業時間	2-3
5	職員の体制	3
6	介護予防支援業務等の内容、利用料、その他の費用	4
7	秘密の保持と個人情報の保護	4-5
8	相談窓口、苦情対応	5
9	緊急時の対応	5
10	介護支援専門員担当職員の交替	5-6

1 事業所

法人名	社会福祉法人 双葉会
法人所在地	徳島県阿南市見能林町南林 260-3
電話番号	0884-22-2913
代表者氏名	坪 光 良 直
設立年月日	昭和 57 年 2 月 16 日

2 事業所の概要

事業所の種類	指定介護予防支援事業所
事業の目的	介護保険法の趣旨に従い、ご契約者様が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行います。
事業所の名称	介護予防支援事業所「阿南中部高齢者お世話センター」
事業所の所在地	徳島県阿南市見能林町南林 260-7
電話番号・FAX	0884-23-3728 ・ FAX 0884-23-5911
事業者指定番号	平成 18 年 4 月 25 日指定 ・ 徳島県第 3600400026 号
管理者	武 市 恭 子
当事業所の運営方針	法人の運営理念に基づき、利用者個々の意思主体性を重んじながら、心身の状態に応じた適切な援助を迅速に行う。また、地域の福祉向上を担う意識を持ち関係機関との連携を図る。
開設年月日	平成 1 8 年 5 月 1 日

3 事業実施地域

阿南市見能林地区・橘地区・桑野地区

4 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、1 2 月 3 0 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------

営 業 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで 緊急時は、365 日 24 時間対応（電話等にて）いたします。
---------	---------------------------------------------------------------

5 職員の体制

当事業所では、ご契約者様に対して介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	職務の内容
1 管理者	1 名	センターの職員の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令を行う
2 介護支援専門員	2 名以上	ご契約様からの相談に応じ、ご契約様の心身の状況や置かれている環境等に応じて、介護予防サービス等を適切に利用できるよう介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、指定介護予防サービス事業所等との連絡調整を行う

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：40 時間）で除した数です。

6 介護予防支援業務等の内容、利用料、その他の費用

(1) サービス利用料金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する利用料金について、事業者が法律等の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者様の自己負担はありません。

ただし、ご契約者様の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記サービス利用料金の金額をお支払い頂くこととなります。

【介護予防ケアマネジメントA】

対象となるサービス：阿南市介護予防訪問介護相当サービス、阿南市訪問型生活応援サービス
阿南市介護予防通所介護相当サービス、阿南市はつらつデイサービス

介護予防支援業務等の内容	提供方法	1か月当たりの単位数	1か月当たりの利用料
① 利用申込受付・契約締結	別紙に掲げる「介護予防支援業務等の実施方法等について」を参照してください。	介護予防支援・ 介護予防ケア マネジメント 442 単位 初回加算 300 単位 委託連携加算 300 単位	原則として、 自己負担は ありません。
② アセスメント (ご契約様の居宅訪問・面接)			
③ 介護予防サービス・ 支援計画の作成			
④ 介護予防サービス事業者 との連絡調整			
⑤ 介護予防サービスの 実施状況把握、評価			
⑥ ご契約様の状況の把握			
⑦ 要支援認定申請に 対する協力・援助			
⑧ 相談業務			

【介護予防ケアマネジメントB】

対象となるサービス：阿南市ご近所ヘルパー、阿南市ご近所デイサービス

介護予防支援業務等の内容	提供方法	1か月当たりの料金	1か月当たりの利用料
① 利用申込受付・契約締結	別紙に掲げる「介護予防支援業務等の実施方法等について」を参照してください。	初月のみ	原則として、 自己負担は ありません。
② アセスメント (ご契約様の居宅訪問・面接)		5,000 円	
③ 介護予防サービス・ 支援計画の作成		計画の見直しをした場合 2,500 円	

7 秘密の保持と個人情報の保護について

①ご契約様及びそのご家族様に関する 秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たご契約様及びそのご家族様に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
-----------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

②個人情報の保護について	<p>事業者は、ご契約様からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、ご契約様の個人情報を用いません。また、ご契約様のご家族様の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議でご契約様のご家族様の個人情報を用いません。</p> <p>事業者は、ご契約様及びそのご家族様に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとします。</p>
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8 相談窓口、苦情対応

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・名称) 阿南中部高齢者お世話センター 武市 恭子	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間	阿南市見能林町南林 260-7 0884-23-3728 0884-23-5911 8 時 30 分～17 時 00 分
【市の窓口】 阿南市役所 介護保険課	所在地 電話番号 FAX 番号	阿南市富岡町トノ町 1 2 番地 3 0884-22-1793 0884-21-0043
【公的団体の窓口】 徳島県 国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 FAX 番号	徳島市川内町平石若松 7 8 番地 1 088-666-0111 088-666-0116
徳島県運営適正化委員会 (徳島県社会福祉協議会)	所在地 電話番号 FAX 番号	徳島市中昭和町 1 丁目 2 徳島県総合福祉センター 3F 088-611-9988 088-611-9995

9 緊急時の対応

- (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族様、阿南市介護保険課、関係機関に報告するとともに、必要な対応を誠実にを行います。
- (2) 事故の状況及び対応状況を正確に把握し、記録します。

10 高齢者虐待防止

事業者は、高齢者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、研修等を通じて、サービス従事者等の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める等必要な措置を講じます。

11 サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供を行う担当職員

サービス提供時に、当事業所の担当職員（介護支援専門員等）を決定します。

(2) 担当職員の交替

① 事業者からの担当職員の交替

事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。

担当職員を交替する場合は、ご契約者様に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者様からの交替の申し出

選任された担当職員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者様から特定の担当職員の指名はできません。

1.2 説明確認

重要事項説明年月日 令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 阿南中部高齢者お世話センター
説明者 印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 氏 名 印
代理人又は立会人 氏 名 印

※この重要事項説明書は、令和6年4月1日、厚労省の省令改正内容に基づき、利用申込書またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

1 利用申込受付・契約締結

事業者は、利用申込受付・契約締結に際し、利用者様からの利用申込の連絡があった場合には、迅速に対応します。また、申込受付時には、要支援認定結果、介護被保険者証、基本チェックリスト等の必要書類確認の上、利用者様に対して重要事項説明書により説明を行った上で、利用者様と契約を締結します。

2 アセスメント（利用者宅訪問・面接）

事業者は、担当職員に介護予防サービス・支援計画の作成に関する業務を担当させます。担当職員は、ご契約者様のご家庭を訪問し、ご契約者様及びそのご家族様と面接しながら情報を把握し、生活機能の低下の原因や背景等の分析を行い、各領域において共通した根本的な問題や課題を定めて支援ニーズを明らかにします。

3 介護予防サービス・支援計画の作成

介護予防サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正にご契約者様またはそのご家族様等に対して提供して、ご契約者様にサービスの選択を求めます。

担当職員は、ご契約者様及びそのご家族様の置かれた状況等を考慮して、ご契約者様が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、ご契約者様及びご家族様の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、ご契約者様及び介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容及びその期間等を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。

担当職員は、作成した介護予防サービス・支援計画の原案に盛り込んだ介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否か区別した上で、その種類、内容、利用料等についてご契約者様及びそのご家族様等に対して説明し、ご契約者様の同意を得た上で決定するものとします。

4 サービス実施状況の把握、評価

担当者は、ご契約者様及びそのご家族様等、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との調整を行います。また、担当者は、介護予防サービス・支援計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

ご契約者様が居宅において日常生活を営むことが困難になった場合、又はご契約者様が介護保険施設等への入院又は入所を希望される場合には、ご契約者様の要介護認定に関わる申請について必要な支援を行い、介護保険施設等の紹介その他の便宜の提供を行います。

5 介護予防サービス・支援計画の変更

ご契約者様が介護予防サービス計画の変更を希望された場合、又は事業者が介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者様双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画を変更します。

6 要支援認定等への協力

ご契約者様の意思を踏まえて、要支援認定の申請、更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請等に必要な援助を行います。

1 サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者様に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者様に提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて記録を作成し、その完了の日から5年間保管するとともに、請求時は閲覧に応じることもあります。
- ② ご契約者様が他の介護予防支援事業者の利用を希望される場合その他ご契約者様から申し出があった場合には、直近の介護予防サービス・支援計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、担当職員又は従業員は、介護予防支援を提供するうえで知り得たご契約者様及びそのご家族様に関する個人情報並びに秘密事項については、ご契約者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合を除き、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

2 損害賠償について

事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して、事業者等の責めに帰すべき事由によりご契約者様の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、その損害の発生について、ご契約者様に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

損害賠償責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
	保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
自動車保険	保険会社名	損保保険ジャパン株式会社
	保険名	一般自動車保険

3 サービス利用をやめる場合（契約終了）

契約の有効期間は、ご契約者様が要支援認定の場合には、要支援認定有効期限満了日までですが、（ただし、契約期間満了日以前に要支援区分変更の認定を受け、要支援認定有効期限の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定有効期間の満了日まで）契約期間満了の7日前までご契約者様から文書による更新を行わない旨の意思表示がない場合には、契約は同じ内容で更新され、その後も同様となります。

ご契約様が事業対象者の場合には、事業対象者として認定された日から起算して1年が経過した月の末日までですが、事業者がご契約者様の身体等の状態を確認した上で、契約期間満了の7日前までにご契約者様から文書による更新を行わない旨の意思表示がない場合には、契約は同じ内容で更新され、その後も同様となります。

契約期間中は、以下の事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、以下の事由に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者様が介護保険施設に入所した場合
- ② ご契約者様の要介護認定区分が、要介護と認定された場合
- ③ ご契約者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
ただし、その後の基本チェックリストの実施において、事業対象者と該当した場合は除く。
- ④ ご契約者様が事業実施地域から転居した場合
- ⑤ ご契約者様が死亡した場合
- ⑥ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑦ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑧ ご契約者様から解約又は契約解除の申出があった場合（詳細は以下をご覧ください。）
- ⑨ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご覧ください。）

(1) ご契約者様からの解約・契約解除の申出

契約の有効期間であっても、ご契約者様から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が正当な理由なく、関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずサービス提供を怠った場合
- ② 事業者が作成した介護予防サービス・支援計画に同意できない場合
- ③ 事業者又は担当職員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者又は担当職員が故意又は過失によりご契約者様の身体・財物・信用等を傷つけ、若しくは著しい不信行為、その他契約を継続し難い重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申出

以下の事項に該当する場合には、ご契約者様に対して、1か月間の予告期間を置いて、理由を示した文書で通知することにより、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約様が、契約締結時にその心身の状況又は病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者様等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合